外来腫瘍化学療法診療料 | に係る施設基準届出掲示事項

当院では、令和4年4月より外来腫瘍化学療法診療料 | を算定しております。

これは、外来にて悪性腫瘍を主病とする患者に対して、患者の同意を得た上で、 医師・看護師・薬剤師・その他の職種が共同して注射による外来化学療法の実施そ の他の必要な治療管理を行った場合に算定します。

安心・安全に治療を継続するために、以下の体制を整備しています。

当院では、

- 1. 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 | 人以上配置され、患者 から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備し ています。
- 2. 急変時等の緊急時に、当該患者が入院できる体制を確保しています。
- 3. 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認 する委員会を年1回以上開催しています。

当該委員会は、化学療法に携わる内科系医師及び外科系医師の代表 者、業務に携わる看護師、薬剤師及び事務員で構成されています。